

今回は、1円でも会社を設立できるようになった話題を中心として、最近のちょっと変わったこと、これから変わることを紹介します。

なお、詳しい内容、ご不明な点や適用に際しては、各担当者へご確認下さい。

### 1. 一円で会社設立？

その内容は、一言でいって株式会社および有限会社の最低資本金の規定を会社設立から5年間適用しないとするというものです。これは国会で可決した「中小企業挑戦支援法」(中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律)によっています。しかし、誰でも一円で会社を設立できるというわけではありません。その内容は以下のとおりです。

#### 誰でも作れる？

この法律で会社を設立することが出来る人は、新事業創出促進法第2条第2項第3号に該当する創業者(読み飛ばして下さい)の該当者で、経済産業大臣の確認を受けた者です。

この創業者とは、

- ・ 事業を営んでいない個人であって、
- ・ 2カ月以内に、
- ・ その設立された会社で事業を営む具体的な計画を有する者。

とされています。

このうち「事業を営んでいない個人」とは、具体的には、専業主婦、学生、給与所得者、法人の代表権のない役員などです。個人事業者や法人の代表権のある役員は該当しません。

### 何をやってもいいの？

業種に制限はありません。ただ、銀行や保険会社など資本金の規制がある場合は別です。

### 5年後にはどうなるの？

この法律で設立された会社は、設立から5年したら、最低資本金の規制をうけることとなりますので、資本金を株式会社なら1,000万円、有限会社なら300万円に増資しないと存続できないこととなり解散となります(設立時の定款には、この場合の解散の規定も盛り込まなければならないようです)。

ただし、合名会社、合資会社に組織変更することができ、存続することは可能です。

### その他には？

その他、配当の制限や経済産業局に対する計算書類の提出、貸借対照表の公衆縦覧など通常とは異なる手続等がでできます。

結局、会社設立時点でアイデアなどはあるが、資金面で起業できない人に機会を与え、あとから資本を充実させていくことを可能とし、中小企業の育成と発展を目指そうとするもののようです。

## 2. ディーゼル車（貨物車）の

### 排気ガス減少装置は修繕費で。

東京都と隣接県では本年10月1日からディーゼル車の排ガス規制が開始され、条例で規定する粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車は粒子状物質減少装置を装着することが義務づけられます。

これに伴い知事が指定する粒子状物質減少装置を装着した場合にこの支出した金額の経理処理について、(社)東京都トラック協会が国税局に照会したところ、これに対する文書回答として国税局は、このほど「粒子状物質減少装置の装着に係る費用の取扱いについて」をホームページ上で公開しました。

これによると、粒子状物質減少装置は「原状機能回復のためのものであり、条例の規定に従って当該装置を装着することは通常の維持管理の範囲内の行為であることから、当該装置の装着に係る費用は修繕費に該当すると考えますがこの通り扱って差し支えないか」というものであり、これに対する回答として、この質問の事実どおりであれば、この通りで差し支えないとして、修繕費での処理を認めている。

ただし、新車で車両本体の取得と粒子状物質減少装置を取得する場合は、この装置も取得価額に含めることになるので注意が必要です。

## 3. 消費税の総額表示の義務づけ

平成16年4月1日から消費税の総額表示が義務づけられることになりました。これによると、課税事業者が不特定多数のいわゆる最終消費者に（事業者間の取引は除かれる）あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、総額表示をするという規定です。

つまり、物やサービスの代金を表示する場合に、「最終消費者が物やサービスを購入するに際して（要は買う前に）、総額でいくら支払わなければならないかを一目でわかるように表示する。」ということです。従って、代金を表示しない場合や口頭で値段を告げる場合には、総額表示の問題にはなりません。また、請求書や領収書は特定の相手方に対するものなので対象となりません。カタログなどで他の事業者に見せるものは、対象となりませんが、同じカタログでも最終消費者に見せるものは対象となります。

また、具体的な表示の仕方については、税務署からの案内や財務省のホームページにも掲載されていますが、次のどれかになります。

- ・10,290円
- ・10,290円（税込み）
- ・10,290円（税抜価格9,800円）
- ・10,290円（うち税490円）
- ・10,290円（税抜価格9,800円、税490円）

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所	有限会社 協和デジタルマーケティング
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！ ”